

第199期 中間決算公告

平成20年11月28日

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽銀行
取締役頭取 片山 博臣

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	69,512	預 金	3,128,417
コーポレートローン	51,035	譲渡性預金	80,214
債券貸借取引支払保証金	51,666	借 用 金	22,496
買入金銭債権	5,762	外国為替	60
商品有価証券	4,025	社 債	16,000
有価証券	833,295	その他の負債	14,902
貸出金	2,298,085	未払法人税等	228
外国為替	1,685	リース債務	30
その他の資産	13,433	その他の負債	14,643
有形固定資産	34,253	退職給付引当金	1,072
無形固定資産	4,903	役員退職慰労引当金	72
繰延税金資産	35,685	預金払戻損失引当金	477
支払承諾見返	23,706	その他の偶発損失引当金	152
貸倒引当金	△ 34,941	再評価に係る繰延税金負債	225
		支払承諾	23,706
		負債の部合計	3,287,797
		(純資産の部)	
		資 本 金	80,096
		資本剰余金	32,357
		資本準備金	22,259
		その他資本剰余金	10,097
		利益剰余金	24,733
		利益準備金	3,444
		その他利益剰余金	21,288
		繰越利益剰余金	21,288
		株主資本合計	137,186
		その他有価証券評価差額金	△ 33,208
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	332
		評価・換算差額等合計	△ 32,875
		純資産の部合計	104,311
資産の部合計	3,392,108	負債及び純資産の部合計	3,392,108

中間損益計算書 [平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	40,895
資 金 運 用 収 益	32,783
(うち貸出金利息)	(25,371)
(うち有価証券利息配当金)	(7,028)
役 務 取 引 等 収 益	5,777
そ の 他 業 務 収 益	1,936
そ の 他 経 常 収 益	399
経 常 費 用	40,658
資 金 調 達 費 用	6,188
(うち預金利息)	(5,276)
役 務 取 引 等 費 用	2,192
そ の 他 業 務 費 用	7,408
営 業 経 費	18,237
そ の 他 経 常 費 用	6,632
経 常 利 益	237
特 別 利 益	2,291
特 別 損 失	440
税 引 前 中 間 純 利 益	2,088
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,043
中 間 純 利 益	3,104

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
そ の 他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 96,225百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
 - (4) 預金払戻損失引当金
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。
 - (5) その他の偶発損失引当金
信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は49百万円、「その他負債」中のリース債務は30百万円増加しております。また、これによる中間損益計算書に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,538百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 51,419百万円については、当中間期末には当該処分をせずに所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,602百万円、延滞債権額は 85,931百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 315百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,358百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 110,207百万円であります。
なお、3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,790百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 64,575百万円
その他資産 62百万円
担保資産に対応する債務
預 金 7,072百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 77,573百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金敷金は 1,650百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、275,302百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 271,427百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 37,888百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 22,000百万円が含まれております。
13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する
当行の保証債務の額は 12,612百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 96円79銭
16. 単体自己資本比率（国内基準） 8.81%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 3,261百万円、貸出債権譲渡損 1,035百万円、及び株式等償却
278百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 1,539百万円及び償却債権取立益 734百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 4円64銭
4. 当中間期において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額
に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 398百万円を減損損失として
特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 3 か所	土地	4百万円
大阪府内	営業店舗 5 か所	土地等	392百万円
和歌山県内	遊休資産 1 か所	土地	1百万円
合計			398百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業
を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産について
は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独
立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として
「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	2,996	3,003	6
地方債	22,813	22,825	11
社債	30,061	30,135	73
その他	36,429	34,891	△1,538
外国債券	36,429	34,891	△1,538
合計	92,302	90,856	△1,446

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	55,152	48,497	△6,655
債券	457,483	450,200	△7,282
国債	260,753	254,503	△6,249
地方債	113,242	112,607	△634
社債	83,487	83,088	△398
その他	250,721	227,947	△22,774
外国債券	224,264	207,978	△16,285
その他	26,456	19,968	△6,488
合計	763,356	726,644	△36,712

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間期における減損処理額は、6,348百万円 (うち、株式278百万円、外国債券6,069百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄については、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の外部格付等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

内 容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,538
その他有価証券	
非上場株式	1,886
非公募事業債	12,612
非上場その他の証券	197

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	34,235百万円
その他有価証券評価差額金	14,831
繰越欠損金	10,261
退職給付引当金	8,752
有価証券償却	7,989
その他	5,784
繰延税金資産小計	81,855
評価性引当額	△ 43,787
繰延税金資産合計	38,067
繰延税金負債	
退職給付信託関係損益	△ 1,240
その他	△ 1,141
繰延税金負債合計	△ 2,382
繰延税金資産の純額	35,685百万円

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	69,521	預 金	3,120,138
コールローン及び買入手形	51,035	譲 渡 性 預 金	80,214
債券貸借取引支払保証金	51,666	借 用 金	22,496
買 入 金 銭 債 権	5,762	外 国 為 替	60
商 品 有 価 証 券	4,025	社 債	16,000
有 価 証 券	832,095	そ の 他 負 債	22,144
貸 出 金	2,290,615	退 職 給 付 引 当 金	1,098
外 国 為 替	1,685	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	72
そ の 他 資 産	24,861	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	477
有 形 固 定 資 産	34,420	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	152
無 形 固 定 資 産	5,187	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	225
繰 延 税 金 資 産	36,810	支 払 承 諾	23,731
支 払 承 諾 見 返	23,731	負 債 の 部 合 計	3,286,812
貸 倒 引 当 金	△ 38,190	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	80,096
		資 本 剰 余 金	32,357
		利 益 剰 余 金	25,638
		株 主 資 本 合 計	138,092
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 33,197
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	332
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 32,864
		少 数 株 主 持 分	1,188
		純 資 産 の 部 合 計	106,416
資 産 の 部 合 計	3,393,228	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,393,228

中間連結損益計算書

平成20年4月1日から

平成20年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		43,534
	資 金 運 用 収 益	32,935	
	(うち貸出金利息)	(25,519)	
	(うち有価証券利息配当金)	(7,031)	
	役 務 取 引 等 収 益	6,824	
	そ の 他 業 務 収 益	3,371	
	そ の 他 経 常 収 益	402	
経	常 費 用		42,890
	資 金 調 達 費 用	6,182	
	(うち預金利息)	(5,268)	
	役 務 取 引 等 費 用	1,959	
	そ の 他 業 務 費 用	8,621	
	営 業 経 費	18,908	
	そ の 他 経 常 費 用	7,218	
経	常 利 益		644
特	別 利 益		2,281
	固 定 資 産 処 分 益	17	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,243	
	償 却 債 権 取 立 益	1,019	
特	別 損 失		442
	固 定 資 産 処 分 損	44	
	減 損 損 失	398	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益			2,482
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			287
法 人 税 等 調 整 額			△ 1,189
少 数 株 主 利 益			3
中 間 純 利 益			3,380

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 7 社
会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社
阪和信用保証株式会社
紀陽ビジネスファイナンス株式会社
紀陽リース・キャピタル株式会社
株式会社紀陽カード
株式会社紀陽カードディーシー
和歌山銀カード株式会社

②非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

②持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9 月末日 7 社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
そ の 他	5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 95,577百万円であります。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
当行は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- (8) 預金払戻損失引当金の計上基準
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と

- 認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。
- (9) その他の偶発損失引当金の計上基準
信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (11) リース取引の処理方法
(借手側)
当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(貸手側)
リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は286百万円減少しております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (13) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- (14) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

[借手側]

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は55百万円、「無形固定資産」中のリース資産は44百万円、「その他負債」中のリース債務は81百万円増加しております。なお、中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

[貸手側]

これにより、従来「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示していた貸与資産は、リース投資資産として「その他資産」に含めて表示しており、その金額は5,881百万円であります。なお、中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結される子会社及び子法人等の株式を除く) 51百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 51,419百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずして所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,642百万円、延滞債権額は 85,698百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 315百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,358百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 110,014百万円であります。
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,790百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 64,575百万円
その他資産 62百万円
担保資産に対応する債務
預 金 7,072百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 77,602百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金敷金は 1,656百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、326,316百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 322,441百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 39,362百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 22,000百万円が含まれております。
13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は12,612百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 98円16銭
16. 連結自己資本比率（国内基準） 8.90%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 3,814百万円、貸出債権譲渡損 1,042百万円及び株式等償却 284百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 5円5銭
3. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 398百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 3 か所	土地	4百万円
大阪府内	営業店舗 5 か所	土地等	392百万円
和歌山県内	遊休資産 1 か所	土地	1百万円
合計			398百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	2,996	3,003	6
地方債	22,813	22,825	11
社債	30,061	30,135	73
その他	36,429	34,891	△1,538
外国債券	36,429	34,891	△1,538
合計	92,302	90,856	△1,446

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	55,269	48,658	△6,610
債券	457,483	450,200	△7,282
国債	260,753	254,503	△6,249
地方債	113,242	112,607	△634
社債	83,487	83,088	△398
その他	250,721	227,947	△22,774
外国債券	224,264	207,978	△16,285
その他	26,456	19,968	△6,488
合計	763,474	726,806	△36,668

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、6,353百万円(うち、株式283百万円、外国債券6,069百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄については、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の外部格付等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額
(平成20年9月30日現在)

内 容	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,034
非公募事業債	12,642
非上場その他の証券	197

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

該当ありません。